

2024（令和6）年度日本病理学会病理専門医試験申請要綱

＜2017年度以前の研修開始者（2017年度暫定研修プログラム研修開始者含む）＞
＜2018年度以降の研修開始者（日本専門医機構研修プログラム制・カリキュラム制）＞

1. 病理専門医認定試験の受験資格を得ようとする者は、医師臨床研修後に病理診断について次の各項の研修を修了していること。なお、研修内容は、日本病理学会が提示する研修プログラムおよびカリキュラムに準拠したものであること。2018年度以降の研修開始者は日本病理学会が提示し日本専門医機構が認定する研修プログラム・カリキュラムに準拠したものであること。
 - (1) いちじるしく片寄らない症例についてみずからの執刀による病理解剖（剖検）を行い、病理解剖診断報告書を作成した剖検例を24例以上経験していること。剖検例は病理専門研修期間に、日本病理学会の認定する研修施設において経験した症例に限る。また最大4例までは、病理学会が認めた海外での剖検症例を加えることができる。また最大4例までは、法医学との合同解剖症例（行政・承諾・新法解剖症例）を剖検症例として加えることができる。
 - (2) (1)の24例のうち、4例以上について、考察や病態生理のフローチャートを含む詳細なCPCレポートを作成し、CPCを担当すること。
 - (3) いちじるしく片寄らない症例について、みずから病理組織学的診断を行った生検ならびに手術切除検体5,000件（50件以上の術中迅速診断を含む）以上を経験していること。
 - (4) いちじるしく片寄らない症例について、みずから診断した細胞診1,000件（スクリーニング、陰性例を含む）以上を経験していること。
 - (5) 日本病理学会（支部を含む）、国際病理アカデミー日本支部等の主催する病理組織診断に関する講習を受講していること。
 - (6) 日本病理学会等の主催する細胞診に関する講習を受講していること。
 - (7) 日本病理学会の主催する病理解剖に関する講習を受講していること。
 - (8) 日本病理学会の主催する分子病理診断に関する講習を受講していること。
2. 出願資格
 - (1) 日本国の医師免許を取得していること。
 - (2) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること。
 - (3) 出願時3年以上継続して日本病理学会正会員であること。
 - (4) 病理専門医受験申請時に、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院における臨床研修（医師法第16条の2第1項に規定）を修了していること。
 - (5) 上記(4)の臨床研修を修了後、日本病理学会の認定する研修施設において、3年以上人体病理学を実践した経験を有していること。また、その期間中に病理診断に関わる研修を修了していること。その細則は別に定める。
 - (6) 人体病理業務に専任していること。

3. 申請フォーム記載項目

申請開始前に以下の情報をあらかじめ把握し、記載できるようにしておく必要がある。

氏名、性別、生年月日、e-mailアドレス、会員番号、医師免許証登録番号および登録年月日、死体解剖資格認定証明書登録番号および登録年月日、日本病理学会入会年度、病理研修番号、

学歴と職歴、病理解剖経験症例数、生検ならびに手術切除検体経験症例数、迅速診断経験症例数、細胞診経験症例数、人体病理学に関する業績に関する情報、所属研修プログラム、現勤務先、職名、勤務先住所・電話番号、現住所、電話番号

4. 申請必要書類

申請前に下記の書類を準備する。Wordはpdf形式でエクスポートしpdf化、診断書などのデータもスキャンし、pdf化しておく必要がある。

- 0) 申請者本人の顔写真（4×3cm、出願前3か月以内に撮影された正面・上半身・脱帽の写真 ※jpg, pngのみでpdfは不可）
- 1) 病理専門医研修手帳（研修証明書、研修目標と評価表を含む）
- 2) 病理専門医研修指導責任者の推薦書（必要項目のチェック、署名、捺印要）
- 3) 日本国の医師免許証
- 4) 死体解剖資格認定証明書
- 5) 臨床研修の修了証明書
- 6) 病理組織診断に関する講習会の受講証
- 7) 細胞診に関する講習会の受講証
- 8) 剖検講習会の受講証
- 9) 分子病理診断に関する講習会の受講証
- 10) みずからの執刀による病理解剖のリスト
- 11) 迅速診断リスト
- 12) 受験料振込（控え）
- 13) 病理解剖報告書（病理学的考察が加えられていること）24例以上
- 14) 術中迅速診断報告書 50件以上
- 15) CPC報告書 4例以上
- 16) 人体病理学についての業績（原著論文あるいは学会演題抄録）3編以上

5. 申請期間：2024年4月1日（月）13時から2024年5月1日（水）13時まで

6. 日時・会場

試験実施日：2024年8月10日（土）、11日（日）

試験会場：杏林大学 三鷹キャンパス（東京都三鷹市新川6-20-2）

7. 受験手数料として、40,000円（資格審査料10,000円 試験料30,000円）を申請時前納すること。

【振込先】

ゆうちょ銀行 ○一九（ゼロイチキュウ）店 当座 0032817 一般社団法人日本病理学会
振込の際には振込人名義「会員番号（6桁）＋氏名」を必ずご入力ください。

【振込期間】※下記期間以外の振込は受け付けません

2024年4月1日（月）より2024年5月1日（水）13時まで

8. 試験合格者は、資格認定料20,000円を納入すること。

振込先は合格者へ別途ご案内いたします。

2017年度暫定研修プログラム研修開始者と2018年度以降の研修開始者は別途、日本専門医機構へ機構専門医認定料11,000円を納入すること。

9. 試験合格者は、自動的に病理専門医部会員になり、部会費年額6,000円を納入すること。

10. 申請方法

電子申請のみ。郵送による受付は行っていません。電子申請の操作方法は別紙「病理専門医試験申請ガイド」を参考にしてください。電子申請アクセス先は申請開始時間に掲載いたします。

11. JMSB Online System+（日本専門医機構研修システム）での研修修了申請について（2018年度以降の研修開始者のみ）

- (1) 対象者は受験申請前までに、「研修修了申請」を行いプログラム責任者に「研修修了申請」の承認を受けてください。
- (2) メインで研修している基幹施設または連携施設から週1回で連携施設または基幹施設へ研修に行く場合、システムの備考欄に週1回研修の施設名と研修期間を記載していただく必要があります。1つの研修施設の登録だけでは日本専門医機構で研修の承認がされず、試験合格後も認定証が発行されません。登録方法の詳細は以下よりご確認ください。

https://www.pathology.or.jp/senmoni/jmsb_system.pdf

12. その他

- (1) 試験に関する郵送物は会員システムに登録の送付先へお送りいたします。会員システム上の住所や所属などの情報は最新のものに更新してください。
- (2) 顕微鏡は用いず、PC上のヴァーチャルスライド（WSI）を用いる試験方式となります。PCは学会で準備いたします。

病理専門医試験申請に関する注意事項

病理専門医試験受験資格申請について、書類の記載不備の場合には申請者に修正後提出するよう返却、あるいは受験申請が受理されないことがあります。申請に当たっては以下の点に留意してください。

1. 死体解剖資格について

受験申請時に死体解剖資格を得ていないと受験は認められません。死体解剖資格申請を厚生労働省に申請中で、受験資格申請までに間に合わなかった場合は、受験資格は認められませんので、受験の前年度末までに必ず死体解剖資格を得るようにして下さい。

2. 剖検について

剖検は申請者本人が自ら行った主執刀24例以上で、正式報告書原本（施設名が印刷されていること）の写しとします。申請される症例の重複や副執刀は認められません。また、医師臨床研修中に行った症例を含めることは出来ません。

- (1) 平成29年以前の死体解剖資格の認定は主執刀15例以上、副執刀5例以上となっていますが、この副執刀は含まれません。主執刀24例以上が必要です。

(2) 局所解剖、ネクロプシーは含まれません。

3. 剖検報告書、術中迅速診断報告書について

- (1) 病理学会の認定する研修施設外での症例は認められません。
- (2) 剖検報告書には病理学的考察が加えられている必要があります。
- (3) 剖検報告書の申請者・指導医の署名と術中迅速診断報告書の申請者の署名は全て不要です。ただし、推薦書（新書式）にて申請者が自ら行った症例であることを推薦者が確認してチェックしてください。

4. 診断講習会、細胞診講習会、剖検講習会、分子病理診断に関する講習会について

受講証明書には申請者本人の氏名を必ず記入して下さい。受験該当年の受講を予定していると、実際は学会発表と重なり受講できないこともあるため、受験予定の前年までに受講して下さい。

(1) 病理組織診断に関する講習会について

病理組織診断に関する講習会の対象となるものは日本病理学会総会（春）で開催の「病理診断講習会」「診断病理サマーフェスト」「希少がん病理診断講習会」などです。

(2) 細胞診に関する講習会について

細胞診に関する講習会とは、医師を対象とし全域を網羅したものであることが要件であり、現時点では日本病理学会主催による「細胞診講習会」および日本臨床細胞学会による「細胞診断学セミナー」のみが該当します。細胞診専門医は受講不要です（認定証写しをアップロードして下さい）。

(3) 剖検講習会について

日本病理学会主催の講習会のみが対象です。受験資格者用の受講証を提出してください。領域講習と記載されている受講証は受験資格となりません。事情により申請時に未受講で、その年の剖検講習会開催が受験申請後の場合、後付の受講が可能となりました。受験する年の剖検講習会（春の総会内にて開催）を早急に受講し、受講証を事務局宛にお送り下さい。

(4) 分子病理診断に関する講習会について

該当する講習会は「分子病理診断講習会（第113回名古屋総会より「先端的分子病理学講習会」に名称変更）（春の病理学会にて開催）」「病理学会カンファレンス」「ゲノム病理標準化講習会（病理学会主催）」「分子病理Up to Date講習会（兼 分子病理専門医更新講習会）」のいずれかです。

5. 業績について

受験資格に必要な業績は人体病理学に関する論文、学会発表が3編以上です。学会発表の場合は必ず抄録の写しを添えて提出して下さい。

- (1) 業績の3編すべてが学会発表の抄録のみは不可です。少なくとも1編が査読システムのある、しかるべき雑誌、あるいは「診断病理」等に投稿発表されたものであることが必要です。また、少なくとも3編中1編は申請者本人が筆頭である必要があります。学会発表が筆頭の場合は論文は共著でも構いません。
 - ▶ しかるべき雑誌とは、診断病理やPathology International（PINに関してはLetter to the Editorも可）以外に、適切なレビューシステムのある病理関連の雑誌を指します。
 - ▶ 人体材料を用いた実験的研究の場合や、病理関係の雑誌でない場合でも、適切なレビュー

システムのある雑誌であり、かつ論文の主旨に病理診断が関係し、病理診断に関する写真（図）があれば認められます。論文の中に病理組織または細胞像の図が全くないような論文では疑義が生じてきますのでご注意ください。

- ▶ 国内誌で大学や病院など施設単位の紀要レベルのもの、都道府県単位の地方誌レベルのものは原則として対象外となります。
- ▶ いわゆるハゲタカジャーナルについては、現時点では遠慮していただきたく考えています。
- ▶

- (2) 病理学会以外の学会あるいは地方会での発表抄録の場合は、申請者本人が筆頭であるものに限りません。
- (3) 3編は内容に重複がないものに限りません。
- (4) 業績は論文の場合は論文のpdfファイルを、学会発表の場合は学会名などが分かるページと抄録の写しをアップロードしてください。
- (5) 申請期限の4月30日までに採択されていない場合、業績としては認められません。論文の採択が決定しているものの、まだ発行されていない場合は、編集部からの正式な「採択通知」と、論文の最終投稿のデータを併せてアップロードしてください。
- (6) 学部学生、初期臨床研修中の業績も認められますが、最低1編は病理専門研修中のものを含むこととします。

6. CPC報告書

- (1) 病理医としてCPCを担当し、自らが作成したもの、または作成を指導したものを4症例提出して下さい。
- (2) みずからの執刀による病理解剖のリスト内の24例と重複していても構いません。
- (3) 内容としては、患者背景・臨床経過・臨床からの疑問点・肉眼所見・組織所見・病理画像・病理解剖診断・臨床からの疑問点に対する回答など、CPCでプレゼンテーションした内容を網羅している必要があります。最後に、死亡に至る病態生理のフローチャート、考察（文献つき）も提示してください。形式はプレゼンテーション用のpower pointをプリントアウトしたものやレポート形式など、いずれでも可能で申請者本人の名前が記載されている必要があります。
- (4) 剖検報告書の写しのみではCPC報告書として認められません。

7. その他

- (1) 申請書類に記載されている患者名はマジックなどで必ず消して下さい。消していない場合は、差し戻しいたします。

日本病理学会病理専門医制度運営委員会
病理専門医資格審査委員会